

## 新修總持寺史(五)

納富 常天

### 第八章總持寺寺領

#### (一)初期の寺領

總持寺初期の寺領については、三密行者定賢権律師が元亨元年(一二三二)七月二十二日、永代伽藍興隆のため瑩山禪師に諸岳觀音堂(總持寺の前身)および寺領・敷地を寄進しているが、四至分限を示すだけのものだった。<sup>(1)</sup>しかし諸岡寺觀音堂の寺田については、弘安六年(一二八三)五月十二日「櫛比莊二个村諸寺仏供田注進状」に「諸岡寺觀音堂寺田三反三」とあり、内訳として「御仏供五 仁王講經田九 御花米田一 修理田七 燈油田五 修正田六」<sup>(2)</sup>とある。また時代は極めて下るが、寛政八年(一七九八)三月「<sup>(道下村)</sup>宝泉寺堂宇修補助化添書願」の「当寺由来之事」に、定賢が瑩山禪師に譲った寺領は「<sup>東者</sup>内保村、<sup>西者</sup>道下村、<sup>北者</sup>和田村、<sup>南者</sup>切留村を限、千六百石之御朱印地」とあり、千六

百石であったとしている。

また峨山禪師は諸岡寺定賢や長谷部氏（長氏）をはじめとする在地の有力武士階級などから、大般若并五部大乘経、聖天供などの仏事、あるいは諸願成就、子孫繁昌、息災延命、後生菩提、月忌などのため、多くの寺領が寄進され、また安堵されているが、これは永光寺山内大雄庵（峨山禪師塔頭）に対する田地寄進とともに、峨山禪師の積極的な教化活動のあらわれである。

いま現存する寺領寄進状（峨山禪師塔頭法光院および永光寺山内塔頭大雄庵も含む）の件名・年月、段別および目的などを掲げるとつぎのとおりである。なおこれは前に第三章總持寺発展の基礎確立(3)外護者と寺領の発展でも触れた。

(1) 嘉曆二年（一三二七）十一月十六日

櫛比床預所鴨某田地寄進状

諸岡寺大般若経并五部大乘経供料田一段二（二は一段の十分の二、以下同じ）

現世安穩・後生菩提<sup>(4)</sup>

(2) 嘉曆四年（一三二九）二月十三日

定賢田畠施入状 坪数不明

目的不明<sup>(5)</sup>

(3) 元弘三年（一三三三）十月十五日

惣持寺雑掌禪勝申状并能登国外題安堵国宣<sup>(6)</sup>

(4) 元弘三年（一三三三）十二月 日

領家某田地寄進状

諸岡寺大般若田事一段

聖朝安穩・天長地久、本家・領家御願成就<sup>(7)</sup>

(5) 建武元年（一三三四）十一月二十日

地頭幸蓮田地寄進狀

櫛比庄内二个村聖天社御供田事百刈（一段）天長地久・御願円満、（後醍醐）太上天皇御願皆満足、中院良定（定平）所願成就、幸蓮

子孫繁昌、息災延命・心中諸願成就<sup>(8)</sup>

(6) 建武二年（一三三五）三月十日

地頭政所（幸蓮か）

聖天御供新田坪付事 伍

新寄進御供料田坪付<sup>(9)</sup>

(7) 建武四年（一三三七）正月十四日

能登守護吉見頼隆書下

諸岡寺領已下事（寺領安堵）<sup>(10)</sup>

(8) 曆応四年（一三四一）閏四月十六日

櫛比庄領家中院某田地寄進狀

諸岡寺寺田事 六

御祈禱之忠勲（祈禱所）<sup>(11)</sup>

(9) 正平七年（一三五二）正月十一日

中院定平書下

櫛比御厨内惣持寺敷地安堵<sup>(12)</sup>

(10) 文和三年(一三五四)八月廿五日

地頭藤原よりただ田地寄進状案

富来院鮎上村地頭職内田地事 坪数不明

後生菩提<sup>(13)</sup>

(11) 延文三年(一三五八)十一月四日

長(長谷部)信氏田地寄進状

櫛比庄内保村田地事 一段四

信氏月忌<sup>(14)</sup>

(12) 康安元年(一三六一)十二月廿五日

長秀連田地避文 (法光院)

櫛比庄内保村堀腰宮前田 百刈

尼こゆふ菩提<sup>(15)</sup>

(13) 貞治四年(一三六五)三月八日

尼しゆ一田地寄進状 (法光院)

高畠小柴<sup>(16)</sup>村知行田 一段

後生菩提<sup>(16)</sup>

(14) 貞治四年(一三六五)五月十五日

尼りやうこ寄進状 (法光院)

高畠小柴村田事 百刈

後生菩提<sup>(17)</sup>

なお峨山禪師示寂後も、法光院や永光寺山内の大雄庵に対する田地寄進状があるから、列挙する。

① 応安元年（一三六八）四月廿日

長宗悟田地寄進状案（評付不明）<sup>(18)</sup>

② 応安八年（一三七五）二月九日

長氏信田地寄進状 伍段

亡父道秀・祖栄<sup>(18)</sup>・養母明意比丘尼菩提、氏信後世<sup>(19)</sup>

③ 永和元年（一三七五）七月廿五日

長正連田地一段を三貫五百文で法光院に売却<sup>(20)</sup>

④ 永和元年（一三七五）七月廿五日

長正連田地寄進状 二段<sup>(21)</sup>

天下安全・武運長久・三宝帰依・仏道純熟のため

⑤ 永和五年（一三九九）二月九日

長宗悟田地寄進状 三百二十刈<sup>(22)</sup>（鑿河山年貢一貫百五十文）

長芝叟・祖英・空照・宗悟の位牌料のため

⑥ 康暦二年（一三八〇）三月二日

僧宗義田畠寄進状 三百四十刈、畠、屋敷<sup>(23)</sup>

宗義の現当二世の悉地

⑦至徳三年（一三二六）

正法年譜住山記 二百疇

正法寺三代道叟道愛月忌粥料<sup>①</sup>

また永光寺内塔頭大雄庵に対する田地寄進

⑧応安四年（一三七一）十月廿六日

尼祖一田地寄進状案 四段式

祖一こしやうほたい<sup>②</sup>

⑨年月未詳永光寺大雄庵等田地目録

この目録の尾部に櫛比莊浦上村の長円寺分と、總持寺前住大徹宗令（二三三三―一四〇八）の塔頭覺皇院の田地目録がある。なお後掲する永徳二年（二三八二）十月、通幻寂靈（二三三二―九一）の「惣持寺新寄進田地目録」の尾にある大雄庵田地と重複するものがある。いま掲げるとつぎのとおりである。

永光寺大雄庵等田地目録

峨山（稻穂）和尚塔頭（永光寺内）大雄庵田地（鹿島郡）

一、二百疇 在所吉崎（羽咋郡美保）、六郎作、藤原家用寄進（三階カ）

一、三百疇 在所石町（同群同所）、衛門次郎作、沙弥了性寄進

一、三百疇 在所石町、全前、

一、百疇 在所湊保南方内友松名内梅町、須賀□次郎平兼隆（庚カ）在判

一、四百三十劫 在所在本文書、

比丘尼(三階池崎後家、無藏)性昭寄進

一、二百二十劫 在所松江村內、(溪保)藤三郎作、

同前、淨韻無底良留母

一、二百劫 在所在本文書、

全、

一、四反 在所在本文書、

比丘尼本韶寄進

一、一反 在所在本文書、

全前、

長円寺分

一、五段 在所浦上村內、(輪比莊内)

沙弥芝(長)叟寄進

一、二反 在所瀬上前塚田、(同莊内)

同前、

一、五十劫 在所長江村內、(同莊内)

二郎左衛門入道玉阿在判

惣持寺前住大徹和尚塔頭(惣持寺内)覺皇院田

一、五段(諸岡村内)五在所差志、

長谷沙弥義印(長谷村)在判

処々寺領当知行雖無相違候、所仰願以案堵御書為末代之龜鏡也、(26)

(二)中世における寺領目録

(1)永和五年(一二三五)二月廿八日惣持寺領小野谷田畠目録

(端裏貼紙)

「永徳二年壬戌六月日

本紙年月ト七年相違致候へ共、往昔分此分ニ任、持伝候義ニ御座候、」

……(紙継目)

(論比佐諸岳村)  
小野谷田島日記

四十筋

五郎四郎屋敷田、

作人三郎次郎

貳貫百五十文

又太郎屋敷貳貫五百文、  
弥平次郎作四百五十文、  
弥三郎屋敷二百文

作人明通

六百元

次郎太郎作

作人禪觀浴主

老貫百文

平野田、此外、  
二十筋御恩、  
(列以山ノ)

作人次郎三郎

七百元

大地四郎作

作人六郎

老貫百文

六十筋大西作、百文島、  
二百又六屋敷、  
一処十束荊、又一処十束荊、

作人道善

六百元

四十筋、  
百五十筋、  
五束荊、

作人新仏

貳百元

平部屋敷

作人尊恵

……(紙継目)

百文

作人法喜

七百元

山上屋敷島三百文心仏、  
五十文道禪、  
貳百元六郎、百五十文道門、

二十文

作人六郎三郎

定年貢分七貫六百七十文<sup>(二)</sup>

四百九十文

此六百<sup>(紙)</sup>五人中ノ御恩、百文平野、  
百文小沢島、二百五十文大地作、  
百四十衛門次郎作、

已上、都合八貫四百六十文<sup>(七)</sup>

白山宮田畠

三十疇宮腰、現米六斗、作人孫七、  
二百五十富岳畠、富岳上畠孫七恩給、  
二十疇御靈声

高尾堂田

三十疇、  
五束蒔

永和五年二月廿八日

侍者記之、

(花押)

これは總持寺寺領の一部分である能登國櫛比莊諸岳村の小野谷（現在の鬼屋地区附近）の田畠目録（続紙の楮紙二紙で、縦二九・五cm、横九五・五cm）で、十一件からなる。定年貢とその作人の内訳が記されている。花押の記主は不明であるが、紙続目毎に奥の花押と同形の裏花押がある。また定年貢や都合の累計が誤まっているので、右傍に括弧して訂正した。

(2) 永徳二年（一三三二）十月惣持寺新寄進田地目録

………（紙繼目）

惣持寺新寄進田地目録

二百疇并山

田在所、<sup>(櫛比莊諸岳村内、以下同シ)</sup>大坪南一段、作人源左右、米二石、  
北一段、平次郎、米貳石、一所野葉山、  
一所峰尻百文、一所虫食百文、  
櫛比將監殿、信悟并恵一入牌料足、  
<sup>(長正連)</sup>

仏性田<sup>(一)</sup>

二段

在所鳥越<sup>(諸岳村内)</sup>、山部作五田、作人弥次郎、米壹石、七田、作人心仏、  
米壹石、錢二百文、觀照作八田、作人弥次郎、錢八百文、  
<sup>(勝之)</sup>

聖天供田、  
百疋 (備比荘内) 在所二个村牛町樋下、  
年貢老貫文、

壹貫八百文 白山腰平次郎入道作田  
(同荘内)

三十疋 白山田百五十文并富岡畠田道恩給  
(同荘内) 百五十文

百文 富岡上畠 作人孫七

延寿堂 (同荘内)  
二百刈 在所浦上、一段宮腰、進五郎作、  
一段かつか、女鑿入牌料足売之、  
(香櫃)

法光院 (惣持寺内) 内保村田地  
(同荘内)

一段四 大「ヒカ」  
在所〇本内、五郎次郎入道作、妙性禪尼入牌  
料足、岩脇殿寄進、  
(長信氏カ)

一段 在所〇左藤太郎入道作、  
宗義上座寄進、  
ホリコン、

二段 一段二代和尚、每月御粥料、一段貞崇庵主人牌料足、  
在所ホリコン、  
(飯山留領)

……  
(紙雜目)

二段 在所内保村内進三郎作、たうやの女性入牌料足、  
義勝寄進〔新イ〕〔長見祐〕

二段 在所堀腰、名字五田一段、伊勢殿、崇信禪門入牌料足、  
名字堂木田一段、同景安、暁窓禪尼入牌料足、

三百二十苻并山一所并染一杯〔漆〕  
一所二百刈、堂鼻、一所百二十刈、  
了禪作、一所やらかわ山、年貢

壹貫百五十文、〔長〕芝叟・祖英・  
空照・宗悟四人入牌料足、  
〔同〕

定年貢錢貳拾五貫

米陸斛

………  
〔紙繼目〕

永徳二年壬戌十月日 侍者記之、

〔永光寺内〕  
大雄菴田地  
〔鹿島郡〕

四百三十苻 羽昨北方松崎〔養保〕

一所百苻、神主つくり、  
一所二百苻、源平次作、  
一所三十苻、松崎衛門こけ作、  
七さこ作、屋敷一所、五郎太郎、

三百苻 羽昨北方石町

二百苻 羽昨北方吉崎

四段 三反在所、小かいのくもんしよのまゑのうとく、  
一反在所、よしさきのすけ入道か後にあり、鏡田、

二百二十苻 在所松崎、藤三郎作

二百苻 一所百三十苻、仁六作、  
一所七十苻、はしつめのあみたふ、

已上、壹町七段五十疇、屋敷一所、

寂靈(通幻)  
(花押)(28)

これは続紙の楮紙三紙で、縦二九・五cm、横一二四・一cm、永徳二年十月、總持寺や峨山禪師の塔頭法光院や、永光寺内にある峨山禪師の塔頭大雄庵に、近年新たに寄進された田地の目録である。末尾の署名と花押から總持寺第五世通幻寂靈(二三三一九)が作成したものである。總持寺七件、法光院六件、大雄庵六件、合計十九件が列挙されている。また紙継目毎に通幻の花押があると同時に、①永和五年小野谷田畠目録に貼り継がれている。このなかには該当する寄進状がないものもあるから貴重な史料である。

これらの田地の段別を計算すると、總持寺は延寿堂も含め七段三十疇(一段〓百疇)と錢一貫九百文である。当時能登国では一段の年貢が一貫文であるから、錢一貫九百文は単純計算すると田地一段九十疇となり、合計すると九段二十疇になる。

また法光院は一町一段六十疇、山一所、漆一杯、大雄庵は一町七段五十疇と屋敷一所とあり、総計三町八段三十疇、山一所、屋敷一所、漆一杯となる。

なお該当する寄進状は總持寺関係七件中四件で、つぎのものである。

二百疇并山 永徳二年三月六日長正連田地寄進状(二三八)

二段 " 三月晦日 "

百疇 康曆二年十一月十一日光景田地渡状(二三八)

二百疇 永徳元年十一月十三日某田地寄進状(二三八)

また法光院および大雄庵の田地は、前に掲げた峨山禪師関係の田地寄進状と重複している。

(3) 応永六年(一三九九) 六月惣持寺寺領・敷地等目錄写

〔<sup>(為清)</sup>〕 目錄 飯尾加賀守有裏判 応永六 六 十七 一〕

能登国櫛比庄惣持禪寺寺領并敷地・同山等目錄之事

一、当寺敷地限東火尾、限南板地南峯、限西長峯、限北荒志横道、此内田畠・山等在之、

諸岳村田畠

一、五百疋在所鳥越大坪九田、大般若并大乘経供料、預所前対馬守鴨為永寄進

一、三百五拾疋在所荒志、開山塔、法光院供料、長谷正連寄進

一、百疋在所広岡、鎮守白山造宮料、預所前対馬守鴨為永寄進

一、屋敷一在所清水、開山塔供料、宗義上座寄進

一、畠三段在所上河原、開山塔供料、宗義上坐寄進

一、五百五十疋在所荒志、伝法菴供料、長谷沙弥義印(長秀寄進)

桑屋村分(大徹宗令塔頭)

一、百五十疋在所漆原、仏性料、預所前対馬守鴨為永寄進

内保村分(簡)

一、百四拾疋在所大寛爪、長谷左衛門尉信氏寄進(長)

一、三百七拾疋并屋敷一所、在所瀬上・堂畠・了善作、宗悟上坐寄進(長)

一、百疋在所左藤大郎入道作、長谷秀連寄進(長)

一、三百苻 在所堀腰、長谷瑠璃若女寄進

一、式百苻 在所新三郎作内、長谷沙弥義勝寄進

一、百苻 在所堀腰、長谷沙弥芝叟寄進

一、百苻 在所新三郎作、長谷見祐禪尼寄進

一、三百苻 一所小太郎作、宗悟上坐寄進  
一所深田 一所狐田、

一、山一所 在所行河子落、宗悟上坐寄進

一、二百五十苻 一所滝上、一所瀬上、長谷沙弥宗信寄進  
一所鎌田、長円寺供料、

浦上村分

一、三百十束苻 在所宮腰、長谷沙弥芝叟寄進

一、五百苻 在所田屋前塚田、長円寺供料、長谷沙弥芝叟寄進

羽咋郡分

一、二百苻 在所羽咋湊松崎、比丘尼正韶寄進

一、三百苻 在所石町、沙弥了性寄進

一、百三十苻 在所小原田、比丘尼正韶寄進

一、五百苻 并屋敷一所 在所僧良韶、寄進  
藤原家持、

一、三百苻 在所桜町、平兼隆寄進 ○コノ行、イナン、

応永六年六月 日

これは東京大学史料編纂所蔵で、寺領等の当知行目録である。異本（徳雲寺所蔵「惣持寺文書写」）には幕府奉行人飯

尾為清の証判が裏に据えられている。諸岳村・桑屋村・内保村・浦上村・羽咋郡の村郡毎に分別し、田畠の反別や在所、屋敷、山や寄進者名を列挙している。諸岳村田畠一五〇〇疇、畠三段、屋敷一所。桑屋村分一五〇疇。内保村分一八六〇疇、山一所、屋敷一所。浦上村分八一〇疇。羽咋郡分一四三〇疇、屋敷一所。総計五七五〇疇、畠三段、山一所、屋敷三所で、法光院・延寿堂・永光寺・大雄庵などの寺領は含まれていない。

これら五町七段五〇疇はじめ畠、山、屋敷の寄進者名をみると、見祐尼や長義勝などのように寄進状があるもの、長秀連や長瑠璃若、長芝叟、長宗悟などのように寄進状はあるが反別が異なるもの、預所前対馬守鴨為永や比丘尼正韶、沙弥了性のように寄進状のないものなどもあるから、非常に貴重な史料である。

(4) 正長二年(一四二九) 總持寺寺領目録写

住持玄淳(花押影)

諸嶽山総持禪寺寺領目録之事

(正文在沈金箱イ)  
(合イ)

二个村之内

百五十束苧	分米參石	横道ノ面	戒音名
百十束苧	分米貳石貳斗	新保口	同
百八十五束苧	分米參石七斗	椀栗	大夫名
貳百五十束苧	分米五石	西餅田	德行名
百廿束苧	分米貳石四斗	椀尾崎	同

百苻 分米貳石

横道ヨリ下 權守名

百五十束苻 分米參石

同 同 半分円惠

貳百四十五束苻 分米四石九斗

堂ノ裏<sup>ウラ</sup> 十郎次郎名

九十束苻 分米壹石八斗

富岡ノ下 孫四郎右馬名

百十五束苻 分米貳石三斗

山崎 五人百姓各弁

已上、分米參拾石參斗

此外、錢分

百苻 歸水壽、 分錢壹貫文

大谷屋 永寿院弁

百苻 歸水壽、 分錢壹貫文

小谷屋 同

七十束苻 分錢七百文

大谷屋 円慧・權守<sup>兩人</sup>

廿五束苻 年貢除之、

富岡ノ下<sup>トミツカ</sup> 徳行之恩

廿五束苻 年貢除之、

新保口 權守之恩

廿五束苻 年貢除之、

棟栗ノ口<sup>〔内イ〕</sup> 大夫之恩

廿五束苻 年貢除之、

新保口 十郎次郎之恩

九十束苻 飯頭之恩、 分錢九百文

菩提蘭ノ下 能登作

已上、分錢參貫陸百文 此内収常住分七百文、

都合田数壹千九百七十五束苻

諸岳村之内

百苻 分米貳石

下荒志<sup>シモアサシ</sup> 五郎右馬

新修總持寺史(五)

百苻	分米貳石	下荒志	円慧・權守 <small>兩人</small>
三十束苻	分米陸斗	上荒志	戒音分
六十八苻	分米石三斗六斗 <small>〔采脱〕</small>	鳥越寺口	同
百十束苻	分米貳石貳斗	平野田	同
廿貳束苻	分米四斗四升	畠田	同
廿貳束苻	分米四斗四升	畠田	大夫之分
八十八束苻	分米壹石七斗六升 <small>〔采脱〕</small>	大坪	同
三十束苻	分米陸斗	池田	同
四十束苻	分米八斗	兵部屋敷	同
廿束苻	分米四斗	虫食 <small>〔采脱〕</small>	同
廿束苻	分米四斗	堂田	同
六十束苻	分米壹石貳斗	寺大道	道幸分
八束苻	分米壹斗六升	把頭田 <small>〔地方〕</small>	同
百廿束苻	分米貳石四斗	寺大道 <small>〔中田〕</small>	十郎次郎分
卅貳束苻	分米陸斗四升	納所寮後	權守名
廿五束苻	分米五斗	畠田	德行名
七十八束二把苻	分米壹石五斗	〔荃田イ〕	道円分
七十壹束半苻	分米壹石四斗三升	荃田	介次郎

廿三束四把苜 分米四斗六升六合 荃田 山上左近

四十九束苜 分米九斗八升 白山ノ後 介次郎

廿六束四把苜 分米五斗貳升六合 普藏院前 石見

六束貳把苜 分米壹斗貳升三合 橋爪 石見

百卅束苜 分米貳石陸斗 寺ノ前 刑部

五十三束苜 分米壹石六斗 鬼谷 左近三郎

此内一斗二升河成、〇イ、次行ノ「貳斗」ノ下ニアリ

六十束苜 分米壹石貳斗 琵琶頸 五郎衛門

百苜 分米貳石 大坪 清四郎

四十三束苜 分米八斗六升 鬼谷高尾下、衛門九郎

十束苜 分米貳斗 蛇カ谷ヘミヤツ 性空

十束苜 分米貳斗 漆原 孫四郎右馬鬼谷、

廿束苜 分米參斗 古屋敷 櫛比殿旧屋左衛門次郎イ、

百苜拾五束苜イ、 年貢除之、百五十文イ、 下荒志 能登之恩作人イ、

廿五束苜 年貢除之、 鬼谷 戒音之恩

已上、分米參千壹石四斗六合〇コノ行ノ裏ニカ所ニ、 玄淳ノ花押影アリ、

都合田数千七百五束六把 錢分

壹貫文二百文イ、

向田千菜谷ノ口ムカイフツカ

山ノ上左近七十

百文	鉢ノ尻	与三
壹貫五百文	打越	戒音
四百五十文	椽ノ木翹場 <small>トギノキノカサマ</small>	戒音 <small>○コノ紙継目、裏花押影ナシ、</small>
參百五十文	中田	戒音
四百文	大畠	円慧
七百元	榎平 <small>〔番頭之恩イ〕</small>	玄志
貳百元	平野	五郎衛門
參百元	荒志	五郎右馬
百五十文	山上	左近太郎 <small>〔永寿院イ〕</small>
〔五十文〕	荖田屋敷端	永寿院イ
百五十文	富岡	石見
八百文	板路	衛門
壹貫參百元	広岡	善心
四百文	僧儀島 <small>〔依為本訴而道宝子イ〕〔○イ〕永寿院</small>	
百文	僧儀島 <small>〔左衛門永寿院之上狀 添充行物也〕</small>	○永寿院イ 越前
已上、深貫九百元〔又二百文又五十文イ〕		
壹貫七百元	内保村	如觀分
壹貫三百文	同	毛屋 左衛門五郎
五百文	同	出口 性仙

老貫八百五十文田島 同

〔遺河〕 道久

四貫文 四百疋 同

堀越分

貳貫文 貳百疋 同

滝上〔番頭御音足也イ〕

貳貫文 八十疋遺河、  
百二十疋毛屋、 同

荏原 左衛門三郎

老貫五百五十文 同

種 權守

六百文 同

瀬上分〔番頭恩〕

五百文 同

〔長円寺イ〕 永寿院

貳百文 同漆代、

永寿院

已上、拾陸貫貳百文○コノ行ノ裏ニ玄  
淳ノ花押影アリ、

浦上之内、阿岸庄主之領内、是田地計也、

貳百九十五束苜 分米五石九斗

道空

已上、

米総都合陸拾漆石六斗壹升〔又三斗イ〕

錢総都貳拾肆貫捌百文〔五十文又二百文イ〕○コノ行ノ裏ニカ所ニ、  
玄淳ノ花押影アリ

右、御寺領之田島、此外雖為一反小六十步、見隱聞申事更々不可有候、若於後日自寺家聞〔食カ〕食出事御座候者、其時

可被処罪科者也、仍押書之申状如件、

皆正長貳年〔己酉〕正月十一日

〔真化玄淳〕 (花押影)

〔又水谷年貢百文、作人小谷屋左衛門次郎イ〕

戒音〔略押影〕

御百姓等

德行(略押影)

大夫(略押影)

權守(略押影)

十郎次郎(略押影)

定使能登(略押影)

○以下、イ異筆、  
「分錢壹貫貳百文 在所戸板有之

金屋田一段 分米壹石五斗五升

吉見兩貴殿為周堂居士永代奉寄附者也五月年忌之日

此内四斗俵可備獻粥之料也

五院之者東堂令評議定者也<sup>(30)</sup>

」

これは正長二年正月十一日、住持真化玄淳が作成したもので、近世後期の写と推定される。住持真化玄淳は能登出身で能登竜護寺中明見方に参じ、法を嗣ぎ、竜護寺第五世となっている。また總持寺第六十四世として正長元年十一月十五日入寺し、翌二年二月まで約三ヶ月在任している。その後見方の遺命により、信州靈松寺第三世になっている。目録の内容は二个村・諸岡村の分米(米年貢)・分錢(錢納年貢)別に、耕地面積・年貢高・所在地・納入者を掲げているが、内保村については錢年貢と納入者、浦上村については道空の田地面積と分米があげられている。これらを集計すると、六三八〇石七把(六町三段八〇石七把、分米六七石六斗一升六合、分錢二七貫七〇〇文となるが、これは末尾にある有力な五人百姓(年貢の納入者代看) 戒音・德行・大夫・權守・十郎次郎と定使(年貢取納責任者)能登(百姓)および年貢納入者の百姓に対し、玄淳が一段・小(二二〇步)六〇步 〓 わずかでも違背したことが後日判明したら罪科に処す

と了解の確認をとったものである。なお「恩」として、二个村では徳行・権守・大夫・十郎次郎が各二五束苧、諸岡村では戒音が同じく二五束苧、能が一〇〇苧の年貢が免除されている。

また村毎の課税の特色は、二个村、諸岡村は分米と分銭の相違は必ずしも田地は分米、畠は分銭と區別されていないようだ。一〇〇苧(一段)に対する年貢は、分米は二三石、銭納は一貫文の割合となっている。

なお本目録は法光院・延寿堂・永光寺大雄庵関係は含まれておらず、總持寺本坊のみの寺領目録であることを留意する必要がある。また本坊以外の田地については、前に触れた永徳二年(一三八二)十月の「惣持寺新寄進田地目録」をはじめ、残存する法光院・延寿堂・永光寺大雄庵の寄進状を集計すると、法光院四町四段六十苧、延寿堂六段、永光寺大雄庵二町六段五十苧となり、これらを集計すると七町七段十苧となる。これと仮に正長二年(一四二九)寺領目録の田地六町三段八十苧を合計すると十四町九十苧となる。

(5) 文明六年(一四七四) 閏五月總持寺寺領目録写

〔端裏書〕  
文明六甲 午閏六月十三日

本紙年曆ト七十年余後ニ候得共、裏ニ見届御判有之、且往昔ヨリ口分ニ  
持伝申候、

諸岳山総持寺領目録

納所寮置之、

〔采玖〕  
雲岡和尚御代改之、

諸岳山総持寺寺領目録之事

合

古屋左衛門次郎指出之分

百五十苻 分米參石

七十三束式把苻 分米大畠分  
壹石四斗六升三合

式拾三束苻 分米四斗六升

百拾束苻 分米式石式斗

拾五束苻 分米參斗

廿壹束半苻 分米四斗參升

式百五十苻 分米五石

玖拾苻 分米壹石捌斗

拾束苻 分米式斗

拾束苻 分米式斗

五拾三束苻 分米壹石陸斗

三拾式束苻 分米陸斗四升

伍拾苻 分米壹石

式百玖把苻 分米肆石壹升

已上、田數一千八拾捌束三把苻

分米式拾壹石伍斗四升

戒音名之分

戒音名之内、前田

戒音名之内、新保田口九

戒音名之内、二个村山崎

戒音名之内、平田

戒音名之内、古屋敷

戒音名之内、藤内屋敷

權守名之内、久保田

散田 富岳之下

散田 蛇力谷

散田 漆原 ……(紙雜目)

散田 中田

權守名之内、薬師堂之后

二个村殿新寄進 金屋田

大夫名半名分

陸拾捌束苜 分米壹石三斗六升 在所鳥越水ノ端 当作三郎次郎

卅六束八把苜 分米漆斗三升六合 新保口 同作

參拾苜 分米陸斗 在所下荒志 同作

貳拾三束苜 分米四斗六升 桑屋山崎 同作

已上、百伍拾柒束八把苜

分米參石壹斗五升六合

大夫名半名之分

貳拾苜 分米肆斗 蛇个谷虫食 当作宗祐

貳拾苜 分米四斗 兵部屋敷 同作

拾束苜 分米貳斗 藤内屋敷 同主  
……(紙雜目)

拾五束苜 分米參斗 池田 同作

四拾四束苜 分米捌斗八升 大坪 同作(主才)

捌拾苜 分米壹石陸斗 棟栗 同作

拾壹束半苜 分米貳斗參升 山崎 同主

已上、田數貳百半苜

分米肆石壹升

德行名之分

貳百五十束苜 分米伍石 西持田作人 富岳右馬・宗祐

百貳拾苜 分米貳石四斗 飛之尾崎

式拾參束芻  
分米四斗陸升  
式拾五束芻  
分米伍斗

山崎 同作  
畠田 同主

已上、田數四百拾捌束芻  
分米捌石三斗陸升

十郎次郎名之分

式百四拾五束芻  
分米四石九斗

堂之裏 尾野屋左近  
作人

百貳拾束芻  
分米貳石四斗

寺之前 同作

柒拾芻  
分米壹石四斗

山之上ノ下度 同主  
……(紙雜目)

式拾三束芻  
分米肆斗六升

桑屋山崎 同作

已上、田數四百五拾八束芻

分米玖石壹斗陸升

權守名之分

百芻  
分米貳石

下荒志 日尾掃部  
作人

伍束芻  
分米壹斗

菩提園 同作

已上、田數百五束芻

分米貳石壹斗

散田之分

四拾芻  
分米捌斗

尾野屋 伊藤兵衛

百參拾芻  
分米貳石六斗

尾野屋右近



參百五拾文

中田

貳百陸拾四文

大畠

七百伍拾文

打越

貳百文

權守分

參百文

椽木憩場

已上、貳貫參百拾七文

深百伍十文

戒音名之内 在所打越

作人 日尾掃部

百卅貳文

大畠

同作

七百文

權守名之内、大谷屋

同主

百伍十文

德行名之内、富岳之屋敷

富岳之石馬・宗祐兩人

五百文

宗義畠

尾野谷 山ノ上左衛門

貳百文

屋敷之地子

伊藤兵衛

參百文

畠之年貢

山之上五郎右馬

八百文

板地

荃田右馬

深百文

山之上分田坪中田竹之下共ニ、

同作

百伍十文

山之上

荃田筑後

壹貫參百文

広岡

善心

百文

尾野屋左近

伍拾文

是ハ亀山之堺に失却、○紙背ニ「淳亭(花押影)」トアリ、

筑後

……(紙雜目)

已上、捌貫百五十二文 此内五十文、依龜山之論失却了、

定納捌貫百貳文、

内保村之分

壹貫深百文

自飢饉之年以來不作下申而、六百文引  
申候<sup>乙</sup>、文明六年<sup>甲</sup>自六月雲岡和尚  
御代、諸院之以見使改之、  
今者如本定納壹貫七百文也、

遣河之妙道  
〔鐘以下同之〕

貳貫百五十文

自飢饉之年以來不作下申、七百文引申  
候<sup>乙</sup>、文明六年<sup>甲</sup>自六月雲岡和尚之御  
代、諸院ノ以見使ヲ改之、  
今之定納貳貫百五十文也、此中三百文者  
依妙道儀論スルニ而、左近方三百文之加  
上ヲ申候間、都合之納足貳貫百五十文也

遣河之左近

貳貫文

坪本チワラ 此中五百文不作、

河端四郎

貳貫文

坪本滝之上

千原右衛門七郎  
〔四イ〕

肆貫文

坪本掘越 此中壹貫三百文不作、

玄勢・衛門兩人

壹貫參百文

坪本毛家<sup>〔塚イ〕</sup> 此内二百文不作、

作人左衛門五郎  
……〔紙權目〕

五百文

坪本出口

作人性泉

五百文

坪本日下 此中八百文不作、

長園寺

壹貫五百五十文

坪本日下 此中八百文不作、

年門之左近

六百文

瀬之上狐作

番頭之御恩

已上、拾陸貫參伯貳文 此内貳貫八百文不作引、

定納拾參貫伍百貳文

錢総都合式拾伍貫百貳拾壹文<sup>(31)</sup>

これは文明六年五月二日、總持寺第二六六世として入寺し、七月四日まで在住した雲崗栄玖（豊後出身、尾張常樂寺雪溪保広法嗣、越前松隱寺の後常樂寺・滝沢寺歴住）が改め、納所寮に置いたものであるが、端裏書によれば七十余歳後（天文十三年（一五四四）以降）書写されたものであることがわかる。しかし本文書は料紙などから近世以降に書写されたものと思われる。

内容は古屋左衛門次郎指出之分・戒音名之分・大夫名半名之分・德行名之分・十郎次郎名之分・權守名之分・散田之分の面積と年貢高・所在地・作人（戒音名之分以下）を挙げ、つぎに錢年貢として古屋左衛門次郎分と他の百姓分および内保村分の年貢高・所在地・納入者が書きあげられている。総計すると米年貢六十一石四斗八升、錢年貢二十五貫百二十一文となっている。これを段別に換算すると、約五町六段となる。

(6) 文明二年（一四七〇）惣持寺領櫛比莊諸岳村田地坪付

諸岳分

百八十八束苧	山ノ上ノヲリト
十束苧	ヘヒカヤチ
四十苧	兵部カヤシキ
二十苧	ムシハミ
四十苧	堂田

四十三束東 藤内ヤシキ

三十束 伊ヶ田

五十三束 ナカ田

十束 ウルシハラ

百十束 ヒラ田

三十二束 坊ノ前

百束 大ツホ

六十八束 トリコエ

百三十束 クホ田

八十八束 トリコエ

七十八束二把 クキ田

二百束 下アラシ

三十束 上アラシ

百束 白山ノウシロ

五束 トヒヲカノ下

已上、千三百七十四束二把

文明貳年庚寅十月十六日

右、総持寺領諸岳分

(有愛) 日新和尚御代、(長基) 櫛比殿指出也。(32)

これは總持寺第二四九世日新有愛（文明二年八月十七日入寺、同十一月七日まで在住）の時に、諸岡村の總持寺領田地の面積と所在地について、櫛比荘在地頭長氏に提出したものである。所在地別に面積が掲げられているが、合計すると千三百七十四疇二把一町三段七十四疇二把である。

(7)享徳三年（一四五四）總持寺領内田地江・河成注文

（正長二年正月十一日）  
真化和尚寺領目錄御盛内、江・河成（マヤ）志却事

不足分

四十疇内三十疇河成

横道面、作人左衛門次郎門

戒音名内卅六束分米壹石六斗八升不足河成

作人小野屋左衛門次郎、

戒音名内拾八束河成

作人小谷能登、

延寿堂屋敷分米貳斗四升不足、（異筆）十二束河成、

兵部屋敷三束河成

作人日尾左衛門、

堂田廿疇内、四束（マヤ）河成

作人日尾左衛門、

藤内屋敷壹束六把江代分

作人日尾左衛門、

已上、八束半疇、分米壹斗七升不足

藤内屋敷壹束六把江代分、作人尾屋三郎兵衛、

分米三升不足

平田百拾束菊内十參束六把<sup>菊</sup>河成、作人与三兵衛、

已上、十三束六把菊、分米貳斗七升不足、

堂田内一壺束菊<sup>(マ)</sup>河成、作人田中衛門、

琵琶頸内、<sup>分米二升不足</sup>壺束菊<sup>河成</sup>、作人尾屋衛門、

<sup>(マ)</sup>琵琶頸内、參束菊<sup>江代分</sup>、作人尾屋衛門、

琵琶頸内、十六束菊<sup>河成</sup>、作人尾屋衛門、

已上、廿菊、分米四斗不足、

上荒志參十菊内十九束菊<sup>河成</sup>、作人小谷家門、

已上、十九束菊、分米參斗八升不足、

荃田七十八束貳把菊内壺束六把菊<sup>河成</sup>、作人永寿院、

都合參石貳斗貳升<sup>分米三升不足</sup>江河不足、<sup>(種)</sup>百性共面此免状、

慶徳寺之御判各面在之、

納所寮之後広分水役衛門前貳斗四升減之、

享惠參年<sup>甲</sup>三月廿九日 納所曇采<sup>(花押)</sup><sup>(33)</sup>

これは總持寺納所(年貢を納める所)曇采が、諸岡村の寺領の内「江・河成」<sup>(えかわなり)</sup>(洪水などにより耕地が失われたもの)となつた分について、在所・分米・作人を書きあげたもので、参考までに附記した。

ちなみに中世における永平寺の寺領については、明応四年(一四九五)十二月二十四日、永平寺能所寿仙が作成し、朝倉貞景が裏判を加えている「越前国吉田郡志比庄永平寺并塔頭靈供田目録」<sup>(34)</sup>によると、永平寺十七町一段、承陽庵

（開山塔頭）二町一段三百歩、靈梅院（中興義雲塔頭）五町三段、地藏院（波多野菩提）三町八反六十歩、山外隔庵の靈山院二町九段六十歩、如意庵八反、多福庵一町三反七十歩で、総計三十三町四反百三十歩である。また天文十四年（一五四五）十月二十二日の「志比庄下郷闕所分内職注文」<sup>35</sup>には、朝倉氏の家臣と思われる十三人の名前と、闕所（領主の欠けた土地）になった地名、およびそれに相当する金額が記されている。前記の「越前国吉田郡志比庄永平寺并諸塔頭靈供田目録」とは地名がわずか二ヶ所同じで殆んど異なっているから、明応四年以前から永平寺が所有していたものとみられている。金額は合計十貫文であるから、田地一反の年貢が五百文として二町分になる。これを前の靈供田目録分と累計すると、永平寺の寺領は三十五町四反百三十歩となる。また永平寺と密接な関係にある宝慶寺は、永正元年（一五〇四）十二月二十四日、檀越朝倉光玖からつぎのように百七十八石八斗五升と四貫を寄進されているから、田地に換算すると九町一段四十二歩余になる

寶慶寺領目録

〔包紙〕<sup>〔如〕</sup>十五世恕忻和尚代 玉岩公御裏判〔朝倉光玖〕

越前大野郡小山庄薦福山寶慶寺當寺納分

- 一 友包名 小山庄内共包村 分米廿四石九斗
- 一 得水 爲成清房、  
泉庄内得水村、 分米二十石
- 一 深江 西ノカワ 分米五石八斗
- 一 蓮乗名 小山庄内合井 分米七石貳斗
- 一 國友名 泉北庄内 分米參拾石五斗
- 一 教蜜嶋 小山庄内五給 分米四石八斗

一 今井五條方同今井村 分米八石壹斗

一 黒谷公文名 分米拾貳石

一 不動王名 小山庄五給 分米四石參斗五升

一 石原田 小山庄内友包村 分米貳石

一 舌布薩田 (マ) 舌郷内 分米貳石

一 泉庄出田 泉庄北 御正作、遠田共ニ、 分米拾五石

一 守正 小山城北 分米壹石六斗五升

一 田野出田 富田庄内 分米壹石

一 大柱 小山庄内平澤 分米六斗

一 平澤 同平澤内一町田 分米拾貳石

一 土橋散田 同土橋 分米貳石六斗

一 土橋畠 堀内、漆原、同上繪圖所、在地子代、目ヲロン付次第 地子代貳貫文

已上百四拾四石五升、代貳貫文、玉岩御裏判分也、

玉岩新寄進之分 (紙雜目裏玉岩花押アリ)

一 大光寺分 黒谷こ是在 分米拾貳石五升 經米料、玉岩御判在

一 山口錢 木本地頭方分 札錢 玉岩御判在

一 黒谷領家方之内布薩田 分米貳石 玉岩御判在

一 木本地頭領家ヨリ 分米拾石 貞景御判在 (朝倉)

以上廿四石五斗

新寄進分

延徳三年九月十三日

一木本礫田

明應六年五月廿一日

一佐開地頭方

一五給教蜜嶋 應永年中水流之跡、  
明應七年ニ新開

以上五石

寶慶寺末寺土橋眞善庵領分

一持佛堂田吉國名之内

一猪嶋村之内

以上五石參斗、

都合百七拾八石八斗五升、代四貫文、

右或公事未落居、或不知行之在所書加申候者、以後被聞召、可有御堪落者也、  
(勘)

永正元年甲子十二月廿五日

如忻(花押)<sup>36</sup>

なお松平忠直が慶長十八年(一六一三)七月十一日、つぎのように寺領を寄進している。

松平忠直寄進狀

寺領分之事

高五拾石者、

大野領

寶鏡寺村内

右令奇進(寄)之條、全可有寺納者也、仍如件、

貳段分米貳石

燈明田、  
徳山了觀房寄進、

壹段分米壹石

爲眞林禪定尼布薩田、  
桑原次郎右衛門尉定久寄進、

分米貳石代貳貫文

分米參石參斗、了禪大姉寄進、

分米貳石、徳山了觀房寄進、

慶長拾八年丑

七月十一日

寶鏡寺

(公印) (印文盛置)  
忠直 (黒印)

### (三) 近世における寺領

前田利家(一五三八―九九)が天正九年(一五八二)能登へ入国し、七尾城に入ってから、利長・利常・光高・綱紀・吉徳・宗長・斉広の一族は、日域無双の禅苑、曹洞の本寺、勅願寺として、また出世道場である總持寺の大檀越として、万事にわたり厚く外護した。それは伽藍の再建・改修・普請などに、随時地材木を施与するのみならず、時々奉行や足輕・人足まで拝領しているが、寺領についても、利家が天正年中百石、利常が元和年中二百二拾三石九斗二升八合、重ねて明暦三年(一六五七)三月十七日、七十六石七升二合、合計四百石を与えている。またそのうち三十石は利家後室まつによる利家の菩提所芳春院の寺領とされたが、江戸時代を通じて前田家が百二万石を堅持していたので、總持寺の寺領も変動することなく、明治維新まで維持された。これらを実証する資料は、つぎのとおりである。

元和四年(一六一八)十月から元禄十六(一七〇三)の「總持寺由来」

(前略)

当本山寺領御寄附之由来御尋ニ付申上候、

一、百石

天正年中

右者(前田利家)高徳院様御寄附被成下候、

一、貳百貳拾三石九斗貳升八合

元和年中

右者（前田利家）中納院様（前田利家）為御加増御寄附被成下候、大納言様（前田利家）為被下置候御印物、被召上候ニ付所持不仕候、

一、七拾六石七升貳合 明曆三年三月十七日

右（前田利家）微妙院様（前田利家）為重而御加増被成下、都合四百石ニ相成申候、其砌元和年中被下置候御印物、被召上候ニ付所持不仕候、今般微妙院様御印物之写上之申候、

都合四百石、

右先知行合四百石之御印、微妙院様為被成下、右之内三拾石、芳春院江被下置、別紙御印御座候、則兩通之写指上申候、以上、

元禄十六癸未年

芳春院  
遣費印

竹田五郎左衛門殿

伊藤平右衛門殿

中納言様為被成下候御印物之写

為能登鳳至郡總持寺領三百貳拾六石貳斗之所、令寄附於如有来、可有御寺納之状如件、

元和四戌午年

松平筑前守

十月廿八日

宰相源朝臣

諸嶽山惣持寺

（前田利家）利光御在判

總持寺領三百貳拾六石貳斗之内、高三拾石分之物成を芳春院塔頭江令寄附候条、從此以前如有来可收納之状如件、

元和四年

松平筑前守

十一月十五日

(前目利常)  
宰相源朝臣

芳春院塔主(38)

文中にあるように、新たに寺領が増されると、前の印物は召上げられたので所持していない旨記されているが、前にも触れた明暦三年利常が七十六石七升二合を加え、合せて四百石の寄進状だけは後に示すよう召上げられる機会がなかった。また同時にその中の三十石は芳春院に対する寄進としてゐる。

(一六五七)  
明暦三年三月十七日前田利常寄進状

(包紙ウツ書)  
「総持寺」

総持寺領以能州鳳至郡之内、加七拾六石七升貳合、先知行合四百石之所、令寄附者也、仍如件、

中納言

明暦三年三月十七日 (前目)  
利常(花押)

総持寺(39)

明暦三年(一六五七)三月十七日前田利常寄進状

以総持寺領四百石之内、参拾石之物成、令寄附手当院畢、右全可有寺納者也、仍如件、

中納言

明暦三年三月十七日 (前目)  
利常(花押)(40)

因みに永平寺領は、天正十三年（二五八五）、丹羽長重下知狀に、先規により寺領四十石を安堵しているから、場所は不明であるが、以前から四十石であったことがわかる。また同年長重転封二ヶ月後、堀秀政が田地三町を寄進している。<sup>43</sup>その後松平一族が支配するようになり、寛永元年（二六二四）松平忠昌は二十石を安堵しているから、如何なる事情が明らかでないが、三十石減ぜられている。しかし忠昌の子光通はつぎに示す寄進状のように、三十石を寄進し、合計五十石にしている。ただ三十石は先考隆芳院（松平忠昌）石塔の灯供としている。

松平光通寄進狀

（懸紙）  
「永平禪寺」

吉田郡志比庄永平寺領在同郡市野村之内、其高貳拾石、任先規令寄附畢、外同村之内、高三拾石、依創建先考隆<sup>（松平忠昌）</sup>芳院石塔、爲燈供等相續、新加附焉者也、都合五拾石之所、全可有收納之狀如件、

寛文元<sup>（辛）</sup>年九月日

光通（花押）<sup>44</sup>

永平禪寺

また光通の後を嗣いだ昌親は、延宝四年（二六七六）つぎに示すように、さらに二十石を寄進し都合七十石にする。しかし三十石は隆芳院（松平忠昌）・二十石は大安院（松平光通）灯供としている。

松平昌親寄進狀

（懸紙）  
「永平禪寺」

吉田郡志比庄永平寺領在同郡市野々村之内、其高五拾石、内<sup>（マ）</sup>三拾石者、爲先考隆芳院石塔領、前代所被寄附也、

此外於同村高貳拾石事、爲大安院石塔燈供等、令新加焉、都合七拾石之所、全可有收納之狀、仍如件、

延寶四年<sup>丙辰</sup>年三月日

昌親(花押)<sup>(45)</sup>

永平禪寺

また翌延寶五年十二月、昌親の後を嗣いだ綱昌は、昌親が寄進した内容のとおり七十石を、つぎのように安堵し  
つゝる。

松平綱昌安堵狀

(懸紙)  
「永平禪寺」

吉田郡志比庄永平寺領在同郡市野々村之内、其高貳拾石、任先規令寄附畢、此外於同村高三拾石、同高貳拾石者、爲隆芳院・大安院石塔燈供等之料、前代所被加附也、都合七拾石、全可有收納之狀如件、

延寶五<sup>丁巳</sup>年十二月日

綱昌(花押)<sup>(46)</sup>

永平禪寺

しかし貞享三年(一六八六)福井藩が二十五万石に減封されたため、翌四年七月に、つぎの福井藩寄附状にあるよう五十石に減ぜられている。

(懸紙)  
「永平寺」

覺

高五拾石

吉田郡 市野々村内

右之通就御寄附、地方割渡候間、當卯夏成方可有執納候、御朱印者、重而可被遣旨候、以上、

貞享四年卯七月日

根來半 兵衛

永平寺

大谷儀左衛門<sup>(47)</sup>

また明治初年の「旧高旧領取調帳 中部編」<sup>(48)</sup>や、明治三年（一八七〇）七月、除地の租税によると二十石とあるから、  
いづれかの時代に三十石が削減されたものと思われる。このように支配者の交替などにより、寺領は非常に不安定だ  
った。これに比べ總持寺は、支配者の前田家が揺ぎなかつたので、経済的基盤が安定していたといわなければならな  
い。

注記

- (1) 『新修門前町史』資料編2 総持寺一二上参照。
- (2) " 資料編1 考古・古代中世一六七上参照。
- (3) " 資料編2 総持寺一四四上参照。
- (4) " 資料編1 考古古代中世一六九上参照。
- (5) " 資料編2 総持寺一七上参照。
- (6) " 資料編1 考古古代中世一七〇下参照。
- (7) 同右一七一上参照。

- (8) 同右一七二上参照。
- (9) 同右一七二下参照。
- (10) 同右一七二下参照。
- (11) 同右一七二上参照。
- (12) 同右一七二上参照。
- (13) 『新修門前町史』資料編2 総持寺一八下参照。
- (14) 資料編1 考古代中世一七二下参照。
- (15) 資料編2 総持寺二〇上参照。
- (16) 資料編1 考古代中世一七九下参照。
- (17) 資料編2 総持寺二〇上参照。
- (18) 資料編1 考古代中世一七九下参照。
- (19) 資料編1 考古代中世一七九下参照。
- (20) 資料編1 考古代中世一七九下参照。
- (21) 資料編1 考古代中世一七九下参照。
- (22) 資料編1 考古代中世一七九下参照。
- (23) 資料編1 考古代中世一七九下参照。
- (24) 資料編2 総持寺三七下参照。
- (25) 資料編2 総持寺三七下参照。
- (26) 資料編2 総持寺三七下参照。

- (27) " " 一八三下以下参照。
- (28) " " 一八八上以下参照。
- (29) " " 一九四上下参照。
- (30) " " 一九七下以下参照。
- (31) " " 二〇四上以下参照。
- (32) " " 二〇三上下参照。
- (33) " " 二〇一上以下参照。
- (34) 『永平寺史』四七七以下参照。
- (35) 同右四九一以下参照。
- (36) 『曹洞宗古文書』六一〇以下、『永平寺史』四八〇参照。
- (37) 同右六一六参照。
- (38) 『新修門前町史』資料編2総持寺九六上下参照。
- (39) " " 一〇〇下参照。
- (40) " " 一〇〇下以下参照。
- (41) 『永平寺史』六五一参照。
- (42) 同右六五二参照。
- (43) 同右六五三参照。
- (44) 『曹洞宗古文書』上二三、『永平寺史』六五四参照。
- (45) 同右二三以下、『永平寺史』六五四参照。

- (46) 同右二四、『永平寺史』六五四以下参照。
- (47) 同右二四以下、『永平寺史』六五五参照。
- (48) 『永平寺史』六五五
- (49) 熊谷忠典「永平寺年表」一三四参照。

(のうどみ じょうてん・前大本山總持寺宝物殿館長)